

第4章 利用しやすい介護保険制度の実現

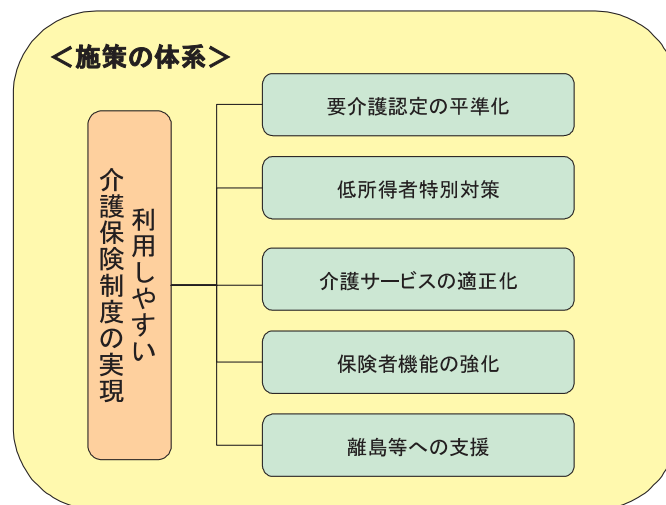
介護保険制度は、加齢に伴って要介護状態になった人が必要なサービスを利用することにより、その人の能力に応じて自立した日常生活が営めるよう、国民が相互に支え合う仕組みとして、広く理解され、定着をみています。

平成17年の介護保険法改正では、制度全般に関して検討が加えられ、制度を将来にわたり健全かつ安定的に運営していく観点から、必要な見直しが図られました。

介護保険の保険者である区市町村は、地域の実態を踏まえて介護保険事業計画を作成し、それに基づいて介護保険制度を運営していきます。

都は、介護保険制度を都民にとってより利用しやすい仕組みとするため、保険者である区市町村の取組を支援していきます。

また、サービス基盤の脆弱な離島等の地域に対し、サービス確保に向けた支援を行っていきます。



第1節 要介護認定の平準化

介護保険サービスの利用の前提となる要介護認定は、公正かつ公平に行われる必要があります。そのためには、適正な審査判定に資するよう、認定調査に従事する調査員、主治医意見書を作成する医師、介護認定審査会の委員が、必要な知識及び技能を修得していることが不可欠です。

都は、「要介護認定平準化推進委員会」の開催等を通じて、要介護認定における審査判定事例についての専門的立場からの分析検討等を継続的に行い、認定の平準化とそれらを担う人材の育成を推進しています。

また、新たに行われる新予防給付対象者の審査判定、困難事例についての検討等、区市町村における介護認定審査会の円滑な実施に向けた支援を進めていきます。

【主な施策】

● 認定調査員等研修事業〔福祉保健局〕

区市町村が行う要介護認定の公平・公正を確保するため、認定調査に従事する者、介護認定審査会委員及びかかりつけ医（主治医）を対象に研修を実施します。

● 要介護認定平準化推進事業〔福祉保健局〕

要介護認定における審査判定の平準化の推進を目的とした「要介護認定平準化推進委員会」を設置し、質の高い審査判定を行うための工夫や方策の検討を行い、介護認定審査会の質の確保を図ります。

地域活動 11

問い合わせ先：国分寺市福祉保健部介護保険課 電話 042(325)0111（代）

国分寺市 介護保険サポーターズ国分寺の活動

国分寺市では、平成14年4月から、市内8地域において「介護保険サポーターズ国分寺」が活動しています。

平成18年3月現在、市のサポーター研修講座を修了した会員は8グループ65名にのぼり、公民館や自治会集会所等を利用して、地域の高齢者等に介護保険制度のPRなどを行っています。

また、一部の地域では、サポーターが公民館祭りなどの行事の場に相談コーナーを設置し、高齢者の種々の相談に応じるなどの活動が行われています。

さらに、機関紙である「サポーターズ通信」（年4回発行）の配布を通じて市民への情報提供に努めるとともに、平成17年度には、市が実施した介護保険実態調査に調査員として参加し、第3期介護保険事業計画の策定に協力するなど、市の介護保険全体をサポートする役割を果たしています。

現在、地域の高齢者が、より気軽に外へ出て買い物などを楽しめるように、サポーターが地域の商店を実際に訪問し、車椅子用トイレの有無、買い物の際にどのようなお手伝いをしてもらえるか、配達料金の有無などの情報を集約しており、今後、「自立をサポートするお買い物便利情報」として発行し、市民に幅広く活用してもらう予定です。

＜サポーターによる住民への説明＞



第2節 低所得者特別対策

介護保険のサービスを利用したときは、利用者は原則としてサービスに要した費用の1割を負担します。しかし、経済的な理由により必要な介護サービスを利用できないことがないよう、低所得者への一定の配慮も必要です。低所得者への利用者負担軽減制度には、法令で規定された高額介護サービス費の支援の仕組みのほか、国の制度として社会福祉法人等が提供するサービスの利用者負担軽減制度などがあります。

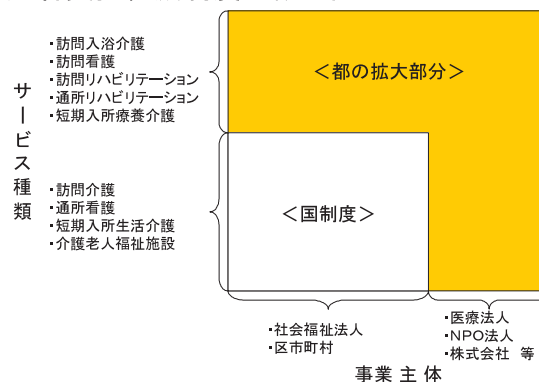
都では、これらに加え、国の「社会福祉法人等による利用者負担軽減制度」の仕組みを活用しつつ、公平性・利便性の観点から、軽減対象サービス及び事業主体の範囲を拡大した独自の支援を実施しています。

<都独自の利用者負担軽減制度>

都の生計困難者に対する利用者負担額軽減制度として、下記のとおり国の対象サービス及び事業主体を拡大して実施しています。

	対象サービス	事業主体
国制度	訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、介護老人福祉施設	社会福祉法人 区市町村
都独自制度 (国制度に追加)	訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護	全ての事業主体

<介護保険サービス利用者負担軽減制度の概念図>



【主な施策】

- 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度
〔福祉保健局〕

介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的役割にかんがみ、低所得で特に生計が困難である人を対象に利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的としています。(国庫補助事業)

- 介護保険サービス提供事業者による生計困難者に対する利用者負担額軽減制度
〔福祉保健局〕

国制度における生計困難者の利用者負担軽減制度の対象サービス及び事業主体の範囲を拡大し、より公平で利用しやすい制度としています。(都単独事業)

第3節 介護サービスの適正化

介護保険制度が施行されて6年が経過し、保険料による負担の分かち合いや、選択と契約によるサービスの利用などの新しい仕組みも、定着を見せています。

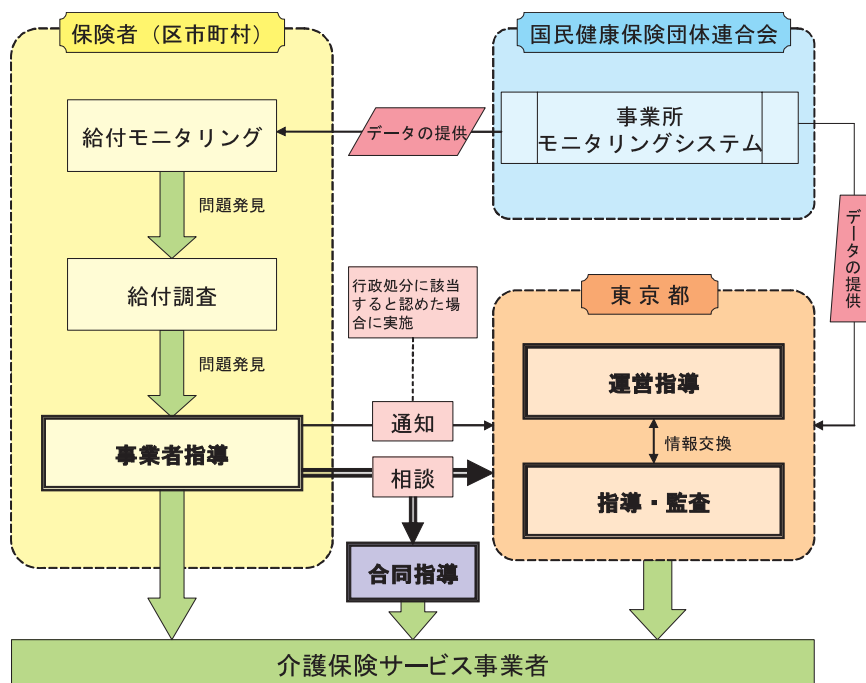
しかし一方で、提供された介護サービスが要介護者の自立支援につながっていない不適切なサービス提供が行われている事例や、介護報酬の不正請求を行う事業者が見られるなど、介護保険制度の適正かつ安定的な運営を確保する観点から、介護サービスの一層の適正化を図る取組が重要となっています。

都は、これまでも要介護高齢者の自立支援につながる適正なケアプランの普及をはじめ、介護保険法に基づく事業者への指導検査などによって、制度の適正な運営、サービスの質の確保及び利用者の権利・利益の保護を図るとともに、重大な不正や権利侵害に対しては、迅速かつ厳正に対処してきました。

平成18年4月の介護保険制度改正により、事業者指定の更新性の導入や、勧告、命令等の権限の創設など、事業者に対する規制の強化が図られるとともに、区市町村が都と同様に事業者に対する立入調査権限を持つこととなります。

都は、こうした新たな役割を担う区市町村への技術的支援を図るとともに、区市町村や介護報酬の審査支払機関である東京都国民健康保険団体連合会と協力・連携し、事業者への指導監督の強化など、不正防止と介護サービスの適正化に向けた取組を進めていきます。

<事業者指導に係る区市町村・国民健康保険団体連合会・東京都の連携>



地域活動 12

問い合わせ先：新宿区健康部介護保険課 電話 03(5273)4596 (直)

新宿区 介護モニターの活動

新宿区では、平成17年4月から、「介護モニター事業」を実施しています。

介護モニターは、区に在住する介護サービスの利用経験のある高齢者及びその家族から公募によって選定しており、平成17年度には43名の区民に委嘱しています。

介護モニターの委嘱期間は1年間で、会議に出席して自らの体験や意見を述べたり、アンケート調査へ協力したりすることが主な活動です。会議やアンケートは、区内の介護保険サービスの現状や適正な介護保険サービスの利用方法など、区が設定したテーマに沿って行われます。

これらの活動を通して、介護モニターの介護保険制度に対する理解が深められ、将来は、利用者の中に適正なサービスの利用が広まっていくことが期待されます。

この事業は、区担当者が利用者の声を直接聞くことができる貴重な場となっており、区では、介護モニターから得られた意見等を、適宜、介護保険事業計画の策定や介護保険制度運営の資料として活用しています。

また、活動を通じてサービスの利用や介護の体験を共有することで、介護モニターの間に相互理解が深まっており、委嘱期間終了後の仲間づくりを模索する動きも見られます。こうした動きが、地域における共助のネットワークの広がり、さらには、まちづくりの担い手としての活動へと展開されていくことも期待されています。

＜モニター会議の風景＞

